

## ～議会文書質問通告書と回答について～

(質問・回答はその時点のものであり、現在の状況と異なります。)

令和4年8月2日、野口 穂議員から那賀町理事者あてに、那賀町議会基本条例第16条による文書質問通告書が提出され、同月23日回答がありました。

質問内容と回答の要約は次のとおりです。

質問事項	質問要旨
中雄地区の地籍調査について	(1) 平成5年12月14日農林水産大臣が、「国土調査法第19条5項」に指定した圃場整備地の当時の測量諸元位置である地点には杭は既に無く、昨年从今年に行った精度確認測量との精度比較はできないが、いつの、どの測量の精度を確認するのか。 (2) 県・国に提出して精度の良否を判定してもらうという回答があったが、確認された精度の使用目的は何か。 (3) 中雄4地区の、平成25年に測量すべき場所(19条5項適用の圃場整備地以外)で測量が行われていない場所(筆)の測量(測量諸元の算出)はいつ行うのか。

回答内容
(1) 当時の圃場整備地区の基準点並びに境界点の座標値成果が残っていることから現地復元は可能で、地籍調査の基準点を用いた測量から算出した座標値と比較を行うことで精度確認を行った。 (2) 今後において、国や県に対してご質問のような精度判定を依頼することは考えていない。 (3) 国土調査法第19条5項に指定されていない圃場整備地についても、国土調査法第19条5項指定地と同様の復元作業並びに精度確認を行っており、現在と同様の測地系である世界測地系で測量させている。座標変換の点検も必要なく、外周部の精度に問題がないことから、現在内部の測量等をする必要はないと考えている。